特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

宝くじ助成金で消防団にポータブル電源を配備

（一社）自治総合センターからの宝くじ助成金で、災害時の活動で使用するためのポータブル電源を７台購入し、消防団に配備しました。

この助成事業は宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として行っているコミュニティ助成事業です。

問合せ　防災安全課防災・危機管理係内214

環境

家庭用パソコンは市では回収できません

家庭で不用となったパソコンは、市では回収できません。処分する場合は、次のいずれかの方法で処分してください。

(1)パソコンメーカーによる回収

家庭で不用になったパソコンは、メーカーが回収し、資源として再利用されます。各メーカーの連絡先、回収方法、回収・再資源化料金など詳しくは問い合わせてください。

問合せ　（一社）パソコン３Ｒ推進協会☎03－5282－7685

(2)宅配便による無料回収

市の連携・協力事業者が、宅配便による回収を行っています。回収品目にパソコン本体が含まれている場合、1箱分の回収料金が無料となります。プリンターなどの周辺機器も一緒に回収できます（無料となる箱のサイズと重量の上限は、３辺合計140cm以内、重量20kg以下）。個人情報のデータ消去サービスもあります。

回収方法、回収対象品目など詳しくは、リネットジャパンリサイクル㈱のウェブサイトを確認してください（12月1日㈮から料金が改定されます）。

※市公式サイトからも、（一社）パソコン３Ｒ推進協会やリネットジャパンリサイクル㈱のウェブサイトを見ることができます。

問合せ　生活環境課内204

譲り合う気持ちで騒音を減らそう

音は人の活動に伴って発生するもので、なくすことはできません。代表的な騒音には次のようなものがあります。

①家庭用機器からの音（冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機の音など）
②家庭用設備、住宅構造面からの音（空調機、バス・トイレの給排水、ドアの開閉音など）
③楽器・音響機器などからの音（ピアノ、ステレオ、テレビの音など）
④生活行動に伴う音（話し声・泣き声・笑い声、飛び跳ねる音など）
⑤工場・指定作業場から発生する音
⑥自動車など交通に伴って発生する音
⑦建設工事に伴って発生する音
⑧その他（自動車・オートバイの空ぶかしの音、ペットの鳴き声、風鈴の音など）

騒音を減らすために

社会生活を営む上で、他人の迷惑になるような音は、できるだけ出さないように工夫することが必要です。

簡単な工夫で問題の解決が期待できない場合は、次のような防音対策が必要になります。

①発生源を影響の少ない離れた場所へ移す。
②発生源を囲うなど、音の伝わる経路を遮る。
③グラスウールなど音を吸収する効果の大きい材料を内面に貼る。
④集合住宅の飛び跳ね音を和らげるために、防振効果のあるゴム材などを使用する。
⑤音の伝わる経路に塀などを建て、音を遮断する。

騒音には基準値が決まっているものもありますが、基準値より騒音の程度が低ければ解決するというものではありません。一人一人が普段から心がけて、必要以上の音を出さないよう注意し、近隣に配慮することが大切です。

お互いが譲り合う気持ちをもって話し合い、みんなが住みやすいまちにしていきましょう。

問合せ　環境保全課内226

市内の貴重な動植物や、外来種の目撃情報を提供してください！

多種多様な動植物種を保存し、人と野生生物との共存を図っていくためには、野生生物の生息・生育環境の保全・外来種の防除など、さまざまな取組みが必要です。

公園、緑地、河原などで見かけた生き物や植物の情報を、ぜひお寄せください。

目撃した方は

貴重な動植物（カワラノギクなど）や特定外来生物（アライグマなど）を目撃した方は、環境保全課に次のような情報提供をお願いします。また、可能であれば写真の提供もお願いします。

・発見した動植物名
・発見した日時・場所
・発見した量（数や面積）
・発見者情報（氏名、連絡先）

対象となるのは、貴重な動植物や特定外来生物ですが、はっきりとそれとはわからない場合も、ぜひご一報ください。

※特定外来生物…もともと日本にいなかった生物が、人間の活動によって、ほかの地域から入ってきたもの。在来の野生動植物、農作物や人に危害を加えるなどの問題が出ています。

問合せ　環境保全課内225

選挙

12～1月は寄附禁止PR強化期間（冬期）

寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

政治家が選挙区内の方にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。

また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

■みんなで徹底しよう「三ない運動」

○政治家は有権者に寄附を贈らない！
○有権者は政治家に寄附を求めない！
○政治家から有権者への寄附は受け取らない！

問合せ　選挙管理委員会事務局内684

相談

ひきこもりについての相談を受け付けています

「ひきこもり」とは、さまざまな要因の結果として社会的な参加（就学・就労・家庭外での交流など）を避け、原則として６か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のことをさします。「ひきこもり」は誰にでも起こりうることです。

市では、相談内容に応じて、東京都と連携し、関係機関や専門機関である「東京都ひきこもりサポートネット」の紹介を行っています。

「生活自立相談窓口」では、経済的な困窮状態にある方を対象に、経済的なことや、日常生活・社会生活に関する困りごとについての相談に応じており、ひきこもりについての相談も可能です。悩んでいる方は一度、連絡してみてください。

問合せ　おおむね15～34歳の方…子育て支援課児童青少年係内263／おおむね35歳以上の方（生活自立相談）…社会福祉課庶務係内107

スマートフォン相談会

スマートフォンの使い方や操作方法に関する疑問や不安の解消のための、個別対応による相談会です。

日時　1月6日㈯午前9時30分～午後0時30分
会場　コミュニティセンター
対象　都内在住の60歳以上で、スマートフォンの使用について疑問や不安のある方
※1人当たり最大30分まで。
※来場者多数の場合は、終了時刻前に受付を締め切ることがあります。
※自分のスマートフォンについて相談したい場合はお持ちください。
講師　東京都委託の専門アドバイザー
主催　東京都デジタルサービス局戦略部
問合せ　スマートフォン普及啓発事業事務局☎050－5536－6049（午前9時～午後5時。年末年始を除く）

リサちゃんといくるちゃんのこれ知ってる？《ペットボトルが変身！！の巻》

皆さんが分別したペットボトルは市指定収集袋の材料としてリサイクルされています。引き続き分別にご協力をお願いします！

問合せ　生活環境課内205

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。